

松木晶裕局長

御起立願います。礼。御着席ください。

渡部泰明会長

皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年は大変お世話になりましたけれども、また本年もどうかよろしく
お願い申し上げます。

本日は、今年最初の総会でありますので、一言だけ御挨拶をさせてい
たいただきます。

委員の皆様には、日頃から何かと農業委員会に対し、御尽力、御協力
いただきまして、まことにありがとうございます。

特に昨年は、法改正に伴い制度が大幅に変わりました、皆様方に大変
御尽力いただき、新しい制度がスタートしたわけでございます。その新
制度も6カ月経過いたしましたけれども、徐々にではありますけれど
も、その目的の方向に向いて進んでいるものと考えております。

今、農業を取り巻く環境は、非常に変化しております。T P Pの問題
でありますとか、日欧E P A、この問題もいろいろ動いておりますので、
この動向には我々も注視をしていく必要があるかと思っております。

また、国におきましては、御承知のように、50年の長きにわたって
進んできました米の減反政策、これが今年度、29年度で廃止すること
が決まっておるようであります。このことにつきましては、皆様方も、
農協とかそういうところでの説明に参加された方もいらっしゃるかと
思っております。

これからの農業、農業者が自分で考えて行動を起こさねばならない、
そういうふうな状況が差し迫っているところでございます。

このような大切な時期でありますので、私どもも、そのような情報の
収集であるとか、皆様方に情報を伝える、そういうふうな責任もありま
すので、委員の皆様におかれましては、今後ともより一層のお力添えを
いただきたくお願いするわけでございますので、今後ともどうかよろし
くお願いを申し上げまして、年初めの挨拶にかえさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから、第165回総会を開会いたします。

本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3
項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたしま
す。

続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の南委員、立岩地区
の西垣委員のお二人をお願いいたします。

| | |
|--------|--|
| | <p>なお、本日は、地元説明の案件が出ておりますため、桑原地区の江戸推進委員、浅海地区の尾上推進委員には、この席に出席いただいております。</p> <p>なお、今日、御承知のように研修会が控えておりますため、この会場、農業委員・推進委員全て同席していただいておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号、11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 渡部純三主幹 | <p>はい。通常、解約通知の場合は、地区審査の後、総会で決定していただきますが、転用の5条届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理をさせていただいております。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。なお、離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から、議案第1号について説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のと</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>藤久壽基次長</p> | <p>おり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>平成29年11月27日～12月25日に専決処理した案件は3件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら3件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、3件全て商工業用地で、1,915平米となっております。以上でございます。</p> |
| <p>渡部泰明会長</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>渡部泰明会長</p> | <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>藤久壽基次長</p> | <p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年11月27日～12月25日に専決処理した案件は27件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら27件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地16件、1万2,837</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>平米、商工業用地 10 件、7,563 平米、公的用地 1 件、92 m²となっております。以上でございます。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 3 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> |
| 白石 研策 委員 | <p>ちょっと。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい。</p> |
| 白石 研策 委員 | <p>17 番の、さっきの第 1 号議案で 18 条の解約がありましたね。この分譲宅地の同時合議、同時許可というのはきちんとなされておるかというのが知りたかったんです。開発許可と同時合議、農業委員会とは同じにやられておるかということが知りたかったんですが、それはちゃんとできとるでしょうね。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>はい。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、事務局。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>はい、できております。</p> <p>以上です。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>白石委員、よろしいですか。</p> |
| 白石 研策 委員 | <p>あの、同時合議、同時許可、わかっとるじゃろ。</p> |

| | |
|----------|--|
| 渡部 泰明 会長 | 事務局、構いませんか。 |
| 白石 研策 委員 | 農業委員会だけ済んだんじゃいかん。 |
| 渡部 泰明 会長 | やっておるということですので、それでよろしいですね。 |
| 白石 研策 委員 | やっておるけど、開発業者が判ついてもうできとります言うたんじゃあ。この前、伊台で空き家もぐれになってね。 |
| 渡部 泰明 会長 | 事務局、まだありますか。 〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕 |
| 藤久 壽基 次長 | こういうことは、もう何回も同じ質問を聞いて、何回もお答えしておりますが、ちなみに、今回の件は届出でございますので、5条の届出の場合、開発許可書の写しを添付するということですから、開発の方が先になります。 そして、農地法の届出の処理は、いわゆる書面処理。実質審査はいたしません。書類審査だけですので、何ら問題なく適法な届出を受理いたしました。以上です。 |
| 渡部 泰明 会長 | はい、ありがとうございました。議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。 ほかに御異議はないですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 |

| | |
|--------|--|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 渡部純三主幹 | <p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。なお、離作補償として、議案第5号の5番で、小作地解放により農地を譲り渡すとしております。</p> <p>5番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>6番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |

| | |
|--------|---|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 渡部純三主幹 | <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>では、お手元に配布しております、審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、新規農業者でございます。このたび、父親から申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、3番、4番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。このたび、2番の申請地を借り受け、3番と4番の申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人は、農地約48アールを耕作する農業者でございます。このたび、小作地解放により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。</p> <p>6番、7番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。このたび、妻の父親から6番の申請地を借り受け、また、7番の申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>8番、譲受人は、新規農業者でございます。このたび、兄から申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9番、譲受人は、平成29年9月に設立された農地所有適格法人でございます。このたび、同法人の代表取締役の父親から申請地を借り受け、新規で農業経営に参入しようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規に農業経営に参入しようとする案件でございます</p> |

ので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、譲受人は、農地約97アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約28アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

13番、譲受人は、農地約42アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番、15番は、譲受人が同一人でございますので、あわせて御説明いたします。譲受人は、農地約28アールを耕作する農業者でございます。このたび、14番の申請地を小作地解放により取得し、また、15番の申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

16番、譲受人は、農地約222アールを耕作する農業者でございます。このたび、父親から申請地を借り受け、認定農業者の資格を得るため、本申請に至ったものでございます。

17番、譲受人は、農地約17アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

18番、譲受人は、農地約233アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

| | |
|-----------|---|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、1番は、所在地が小野地区でありますので、家久委員からお願いします。</p> |
| 家久英雄委員 | <p>それでは、説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は浮穴地区に居住しており、このたび、小野地区にて新規に農業を始めたいと、申請に及んだものでございます。</p> <p>今まで、実家の農業の手伝いを7年間行いまして、今後も父親に助言をもらいながら耕作することによって、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に、1番の住所地在浮穴地区でありますので、南委員からお願いいたします。</p> |
| 南 耕 一 委 員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、貸人は、高齢のため耕作が困難となり、借人が農地を借り受け農業をすることになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、米及び花卉の栽培を行うとの申出であり、地域の取決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、2番、3番、4番は、併用案件となっております。所在地・住所地ともに久谷地区でありますので、池田委員からお願いいたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 池田友邦委員 | <p>それでは、説明させていただきますが。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、久谷・東方町にて会社勤めの傍ら、親族の農作業を手伝っておりましたが、今般、新たに農地を取得及び借り受け、農業に精進したいと申請に及んだものがあります。</p> <p>農作業経験も十分ありまして、引き続き地域の農業者と連携を図ることでもあり、農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承したわけでございます。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、6番、7番は併用案件となっております、所在地・住所地ともに潮見地区でありますので、寺井委員からお願いします。</p> |
| 寺井克之委員 | <p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど説明がありましたように、申請人は、潮見地区に居住しております。このたび、地区で、新規に農業を始めたいと申請に及んだものがあります。</p> <p>農作業歴10年の実績があり、また、耕作意欲も十分に感じられましたので、了承いたしました。よろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、8番です。所在地が浅海地区でありますので、尾上推進委員からお願いいたします。</p> |
| 尾上和紀委員 | <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、桑原地区に居住しており、このたび、浅海地区の農地で新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>農作業歴2年と耕作年数は浅いですが、耕作意欲も十分に感じられましたので、地区といたしまして了承いたしました。総会での審議をよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地在桑原地区でありますので、江戸推進委員からお願いします。</p> |
| 江戸貴幸委員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、借人は、貸人である兄が病氣療養で耕作困難になったため、兄の樹園地を借り受け、継続営農するために本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の委員として、地区審査において今後の農地利用計画等を確認しましたところ、引き続き伊予カンの栽培を行うとの申出であり、農薬その他除草剤の使用も地域の基準に従いながら行うということですので、了承いたしました。本会での御審議をよろしく願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、9番であります。所在地・住所地ともに立岩地区でありますので、西垣委員からお願いいたします。</p> |
| 西垣政美委員 | <p>失礼いたします。それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、小山田に本店を構えている法人で、経営の安定を図るため、小山田の農地に使用貸借権を設定するとして申請に及んだものであります。</p> <p>地元委員として内容の審査を行いました。事業内容などの要件を満たしており、地域との調和を図るとしていることから、これを了承しました。なお、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次は、12番であります。所在地・住所地ともに河野地区でありますので、中川委員からお願いいたします。</p> |
| 中川均会長代理 | <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、河野地区にお住まいでございます。今般、自宅に近く、耕作に便利であることから、</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>規模拡大を図るとして、本申請に及んだものでございます。</p> <p>地元において労働力等を確認しましたところ、農作業経験もあり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本総会での審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、14番、15番は併用案件ですが、所在地・住所地ともに栗井地区であります。また、17番につきましても栗井地区であります。譲受人が同一人であるので、梶野委員からまとめて説明をお願いいたします。</p> |
| 梶野 宰 委員 | <p>それでは、一括で御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました案件を、北条の地区審査におきまして労働力等を確認いたしましたところ、農業経験もあり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約63アールを耕作する農業者でございま</p> |

すが、居宅への進入路が手狭で、何かと支障を来していることから、今回、市街化区域内農地を併用し、本申請地へ新たな進入路を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件申請人は、農地約 15 アールを耕作する農業者でございますが、平成元年に、農地法の許可を得ず、本申請地へ農業用倉庫を建築するとともに、農作業場として転用したもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所からおおむね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

3 番、本件申請人は、農地約 15 アールを耕作する農業者でございますが、平成 2 年当時、居宅が手狭であったことから、農地法の許可を得ず、本申請地を含み農家住宅を増築していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、J R 粟井駅からおおむね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から第 6 号の説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、この案件につきましては県許可分でありますので、直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第 7 号、「農地法第 5 条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久 壽基 次長

はい、それでは、御説明いたします。

| | |
|--------|---|
| | <p>1番、本件受人は、東京都千代田区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する事業等を行う法人でございますが、このたび、国道11号線沿道に位置する本申請地を借受け、ドライブイン形式のコンビニエンスストアを建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、地元委員からの補足説明をお願いします。1番は、久米地区でありますので、田中委員、お願いいたします。</p> |
| 田中正人委員 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、東京に本店を置き、フランチャイズ事業によるコンビニエンスストアを運営するサービス事業を行う法人であります。</p> <p>今般、11号線に面した交通量の多い、車の出入りのしやすい本申請地に、通行車両が途中休憩できるイートインスペース付のコンビニエンスストアを建築しようと、本申請に及んだものであります。</p> <p>周辺への被害防除については十分配慮するということから、地元としては了承いたしました。この土地の周囲には、実はもう農地はございません。そういうことで、特に問題ないであろうということ、地元としては了承いたしました。本会でよろしく御審議のほどお願いいたします。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>渡部泰明会長 はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号を御審議いただく前に、池田友邦委員にお願いいたします。番号3が池田友邦委員御自身の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、着席のままで結構ですが、退席されたという形で、議事には参与されませんようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第8号、「平成29年度第10号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 片山剛主査 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件18件のうち、賃借権の設定は6件、使用貸借権の設定は10件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、14万2,267.72平米です。その内訳は、新規が9筆、更新が117筆、売買が5筆となっています。</p> <p>案件中、譲受人が同一でページをまたぐ場合は、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>番号1の譲受人は、約717アールを耕作する農地所有適格法人で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号2の譲受人は、約942アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号3の譲受人は、約84アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号4の譲受人は、約87アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権の設定により、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号5の譲受人は、約193アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号6の譲受人は、約49アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号7及び番号8の譲受人は、約42アールを耕作する農地所有適格</p> |

法人で、新たに賃借権及び使用貸借権を設定し、経営規模を拡大すると
しています。

番号 9 の譲受人は、約 87 アールを耕作する農業者で、継続して賃借
権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 10 の譲受人は、約 225 アールを耕作する農業者で、新たに使用
貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 11 の譲受人は、約 85 アールを耕作する農業者で、継続して賃借
権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 12 の譲受人は、約 406 アールを耕作する農業者で、継続して使
用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 13 の譲受人は、約 184 アールを耕作する農業者で、継続して使
用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 14 の譲受人は、約 231 アールを耕作する農業者で、継続して使
用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 15 の譲受人は、約 261 アールを耕作する農業者で、継続して使
用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 16 の譲受人は、約 145 アールを耕作する農業者で、継続して賃
借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 17 の譲受人は、約 127 アールを耕作する農業者で、樹園地を売
買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号 18 の譲受人は、約 186 アールを耕作する農業者で、樹園地を売
買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基
盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成 30 年 1 月 15 日の予定とされており、効力の発
生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 8 号につきまして、事務局から説明がありました。
本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

| | |
|----------|--|
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 片山 剛 主査 | <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1～番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作されています。</p> <p>番号3～番号5の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作されています。なお、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>渡部純三主幹</p> | <p>り承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>平成29年11月27日～12月25日に専決処理した案件は28件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら28件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>渡部泰明会長</p> | <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| <p>渡部泰明会長</p> | <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第11号、「松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>藤久壽基次長</p> | <p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>1番、本件申出地は、本市で推進する有望かんきつ品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に隣接する農地で、現在、紅まどんなの苗木を植栽し、適正な管理がなされており、今後、長期間当該地域の有望かんきつの産地として活用されると見込めます。</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>以上、農用地域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、御意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございました。ただいま議案第 11 号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御意見、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 渡部 泰明 会長 | <p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案 11 件、全て審議を終了いたします。この後、事務局から連絡事項等がありますので、事務局、よろしくお願いいたします。</p> |
| 藤久 壽基 次長 | <p>はい、それでは、私からは、平成 29 年度農地転用追跡調査について経過報告をさせていただきます。お手元にお配りしている資料「平成 29 年度農地転用追跡調査結果報告について」をごらんください。</p> <p>今年度の調査は、平成 27 年度中に許可となった 115 件のうち、転用確認が未了となっている 16 件につき実施をいたしました。その期間は、平成 29 年 10 月 17 日～11 月 1 日で、全件の調査を終えております。</p> <p>その調査結果でございますが、まず 1 番の「転用目的どおり供されていたもの」が 8 件で、全体の 50% ございました。また、2 番の「造成はされているが十分利用されていない」あるいは「目的外利用、都市計画法違反等の状態と見受けられたもの」が 8 件で、全体の 50% ございます。3 番については今回ございませんでした。</p> <p>なお、地区別の結果につきましては、2 枚目の調査結果表をごらんいただきたいと思います。</p> <p>次に、調査後の指導についてでございますが、転用確認手続の依頼や許可目的どおりの事業実施等について、それぞれの現場での、各委員による指導並びに農業委員会事務局での指導を行いました。</p> |

最後に、これらの状況を踏まえまして、引き続き、転用許可地における転用目的の早期実現と適正な土地管理、さらには、無断転用防止の啓発・促進を図る必要がありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、続けてください。

上岡 修 主任

はい、手短かに説明をさせていただきます。

私からは、平成 29 年農地利用状況調査について報告させていただきます。まずは一通りの調査が終えられました。この結果、12 月 7 日に愛媛県に報告、愛媛県からは国に報告するんですけども、おかげさまで、調査そのものは無事に終了することができました。この場を借りてお礼を申し上げます。

今回、簡単な図で松山市の農地、全部の農地で 14 万筆、8,900 ヘクタールあるんですけども、平成 29 年に調査できたものは、この中で 28 年、おととしに保全・草刈りだけされているもの、あるいは遊休、荒れているもののみを詳細に調査する、ここまでしかできませんでした。大変申し訳ありません。その数が 1,124 筆、69 万 2,789 平米、約 69 万平米ということです。

6 月～11 月の約 6 カ月間、事務局で現地確認を行いました。そして、調査結果は下の表のとおり、営農を再開しているものであるとか、適法に農地転用にかかって遊休の状態が解消されているものもありました。

事務局の所感としては、なかなか法の趣旨に沿った調査がまだしきれていないなというふうなことを思っております。利用状況調査の方法については、また場を改めて、もしかすると長時間のお話になるかもしれません。検討・対応を、役員会・総会を通じて持たせていただければと思います。

裏面ですね、利用意向調査について、こちら報告なんですけれども、遊休農地の所有者として判断された 69 名に対して、平成 29 年 11 月 30 日に調査書を発出いたしました。

そして、どうされますかというふうな意向を聞いたところ、今年の 1 月 4 日現在、34 名から報告がありました。意向調査の回答があった方については、この意向調査の写しを各委員の机に配布させていただいて

おります。この中で、お名前に見覚えがあるとか、あるいは委員におかれましては対応ができそうだという案件につきましては、ぜひ御協力をお願いいたします。

中間管理事業を利用するであるとか、あっせん事業を利用するとお答えいただいた方については、中間管理機構なり松山市から連絡をして、今後の対応を図ってまいります。

事務局の所感としては、なかなか未相続農地の問題が大変大きいと、総会でも松下委員などからたびたび御指摘をいただくわけですが、所有者が亡くなっていて、なかなか指導するにも相手がないという農地がたくさんあるということが問題と感じました。

私からは以上でございます。ありがとうございました、失礼します。

片山剛主査

失礼します。その他に3点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目としては、松山市の農業施策に関する意見についてでございます。昨年11月10日の委員研修会の際に、委員の皆様にお配りして、先月末までに提出をお願いしておりました「松山市農業施策に関する意見に関するアンケート」なんですけれども、本日もしお持ちいただいている委員の皆様がいらっしゃいましたら、総会終了後に事務局職員へ御提出ください。

なお、まだ御提出いただけてない委員の皆様は、既にお渡ししているアンケート用紙に御記入いただいた後、来週末をめぐりに返信用封筒などで御返送いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今後、委員の皆様から御提出いただいた意見につきましては、分類させていただき、意見書の項目を決定するために、2月の役員会で御協議いただいて、4つから5つ程度の項目に絞りたいと考えています。

その後、事務局で意見書の素案を作成して、3月の役員会や総会などで全ての委員の皆様へ素案を提示させていただいて、御意見をお伺いできたらと考えております。

最終的には、5月の総会で意見書の案をお諮りして、承認をいただきましたら、5月下旬から6月上旬頃を予定として、松山市に対して意見書を提出したいと考えております。

次に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてでございます。

これも、昨年11月の委員研修会の中で、指針を策定して公表することというところを説明させていただきましたけれども、事務局で指針の素

| | |
|--------|---|
| | <p>案を作成し、2月の役員会で御協議いただき、3月の役員会と総会で全ての委員の皆様にも御意見をお伺いした後、最終的には5月の総会でお諮りして、御承認いただけましたら、松山市のホームページで公表するという事を予定しております。</p> <p>最後に、2017年の農業委員会活動記録簿についてでございます。既に皆様にお配りしておりますオレンジ色の冊子「2017年農業委員会活動記録簿」でございますが、本日、御持参いただいている委員の皆様は、総会終了後、お帰りになる前に事務局の職員へ御提出いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>本日、持参を忘れましたという委員の皆様は、今月末をめどに事務局へ御提出いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 松木晶裕局長 | <p>すみません、最後になります。</p> <p>次回の総会でございますが、2月9日金曜日の、いつもどおり10時30分からKHビル3階で行います。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 渡部泰明会長 | <p>はい、ありがとうございました。以上で、事務局からの連絡事項を終わります。</p> <p>以上で、第165回総会を閉会いたしますが、皆様方には先にお知らせをいたしておりましたとおり、この後、研修会、それと、せっかく今回、会場をこの中央卸売市場にしておりますので、市場の職員の案内による施設見学を予定しておりますので、できましたら皆様、多数御参加いただいたらと思います。</p> <p>以上で閉会いたします。</p> |
| 松木晶裕局長 | <p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後1時57分閉会</p> |